

令和7年度

住宅の耐震化事業補助制度のご案内

大磯町では、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅の耐震化事業を実施しています。令和7年度分の補助を先着順で受付けますので、お気軽にご相談下さい。

▼耐震補助制度の概要

耐震診断 6件を予定	【一般】4件	下記の耐震診断費用(税抜)のうち、70,000円を補助します。
	【緊急輸送道路】1件	緊急輸送道路沿道に面している住宅の場合は、下記の耐震診断費用(税抜)のうち、80,000円を補助します。
	【非課税世帯】1件	世帯に住所を置く全ての方の町民税が2年間以上非課税の場合は、下記の耐震診断費用(税抜)のうち、85,000円を補助します。
耐震補強設計 7件を予定	耐震補強設計費用(税抜)の2分の1以内で、1戸当たり100,000円(上限)を補助します。	
工事監理 3件を予定	工事監理費用(税抜)の2分の1以内で、1戸当たり50,000円(上限)を補助します。	
耐震補強工事 3件を予定	耐震補強工事費用(税抜)の2分の1以内で、1戸当たり500,000円(上限)を補助します。	

▼耐震診断費用

延べ面積により 耐震診断費用が 異なります	150㎡以下	90,000円+消費税
	150㎡超～ 200㎡以下	100,000円+消費税
	200㎡超	要相談
その他	延べ面積にかかわらず住宅図面がない場合は要相談	



▼対象建築物：昭和56年5月31日以前に建てられた戸建ての木造住宅（枠組壁工法を除く）

▼受付期間：令和7年5月7日（水）～12月5日（金）（先着順で受付）

▼受付時に必要なもの：建築確認通知書（建築年月日の分かる書類でも可）
及び添付図面

▼耐震診断、耐震補強設計、工事監理については、大磯町が指定する建築士事務所の建築士が行います。

▼耐震改修促進税制：耐震補強工事を行うと、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。

大磯町役場 都市建設部 都市計画課

TEL：0463-61-4100（内線289）